



## 期末・勤勉手当の誤支給について

令和3年度における期末・勤勉手当について、次のとおり、3件の誤支給が発生しました。誤支給となった職員に対しては、経緯を説明するとともに、過払い分については返還を求め、不払い分については12月分給与と併せて追加支給することとしています。

今後はこのような事案が発生しないよう、事務処理手順の見直しや、複数の職員でのチェックを徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

### 1 事例1（令和3年6月期）

#### (1) 概要

令和3年4月1日付けで採用した職員に対する令和3年6月期の期末・勤勉手当については、在職期間が令和3年4月1日から同年6月1日まで（2か月と1日）となることから、本来は、呉市職員の給与に関する条例第14条の4及び呉市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第13条の規定に基づき、期間率\*をそれぞれ0.3として算定しなければならないところ、期間率を従前から引き続き在職したのものとして減算せずに算定し、誤った額を支給したものです。

\*期間率・期末・勤勉手当の算定において、在職期間の区分に応じて差が設けられている割合。在職期間から一定の欠勤日数等を除いた日数に応じて算出される。

#### (2) 要因

当該職員の前職が、地方公共団体の公立施設の所長（令和3年3月31日退職）であったため、呉市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第7条第1項第4号に規定する「他の地方公共団体の職員」と誤解して、前職の在職期間を通算して期末・勤勉手当を算定したものです。

しかしながら、当該施設は指定管理者による運営であり、当該職員は指定管理者の法人の職員で、地方公共団体の職員ではなかったことから、前職の在職期間は通算できないものでした。

前職の施設名のみでの認識により事務を進めたことが誤支給の原因であり、前職の所属団体に当該職員の身分を確認していれば、防ぐことができた事案です。

#### (3) 誤支給額（過払い）

1,052,564円

（令和3年6月支給額：1,503,663円）  
（本来支給すべき額：451,099円）

#### (4) 再発防止策

前職から引き続いて採用された職員の期末・勤勉手当の算定に際し、前職の所属団体に身分、勤務状況等を電話等で十分に聴取りし、条例及び規則との適合性を確実に確認した上で、複数の職員の確認により、事務手続を進めます。

## 2 事例2（令和3年12月期）

### (1) 概要

家族介護欠勤をした職員に対する期末手当の支給に当たり、本来は、呉市職員の給与に関する条例第14条の4及び呉市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第13条の規定に基づく期間率を1.0として処理すべきところ、誤って期間率を0として処理したため、期末手当が支給されなかったものです。

### (2) 要因

当該職員の期末手当の算定における家族介護欠勤の取扱いについて、当初は誤って、期間率が0となり、期末手当が支給されないものとして整理していたため、給与担当者が期間率0としてシステムに登録しました。

その後、同担当者が内部チェック段階において、正しい期間率が1.0であることに気づいたため、書類上は正しい期間率に修正しましたが、システムの修正を失念していたものです。

### (3) 誤支給額（不払い）

554,832円

### (4) 再発防止策

期末・勤勉手当の算定に際し、システムへの入力情報に誤りがないかを確実に確認した上で、複数の職員の確認により、事務手続を進めます。

## 3 事例3（令和3年12月期）

### (1) 概要

会計年度任用職員1名に係る期末手当の支給に当たり、誤った支給データに基づき支給が行われた結果、期末・勤勉手当を誤って支給したものです。

### (2) 要因

当該職員については、期末手当の支給データを作成する際に、給与担当者が誤った支給データを修正する必要がありましたが、これを失念していたものです。

### (3) 誤支給額（過払い）

39,827円

（令和3年12月支給額：180,204円）  
（本来支給すべき額：140,377円）

### (4) 再発防止策

今後、同担当者によるデータ修正が不要となるよう、システム設定の見直しを行いました。